

議案第 8 号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例（平成 17 年愛西市条例第 58 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第8号

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置に関する事務の部中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。